

令和 7 年度
消防設備士講習案内

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 10 の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

2 受講期限（消防法施行規則第 33 条の 17）

当該消防設備士免状の交付を受けた日以後の最初の 4 月 1 日から 2 年以内に講習を受け、その後も前回講習を受けた日以後の最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに当該講習を受けなければならない。
※受講期限内に受講しない場合は、免状返納命令の対象となることがあります。

3 講習区分・講習対象、開催日、講習会場

講習区分／講習の対象となる消防設備士免状の種類	開催日	講習会場
消火設備 甲種 第 1 類 第 2 類 第 3 類 乙種 第 1 類 第 2 類 第 3 類	令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火） 令和 7 年 1 1 月 1 9 日（水）	埼玉県 県民健康センター さいたま市浦和区仲町 3-5-1
警報設備 甲種 第 4 類 乙種 第 4 類 第 7 類	令和 7 年 1 1 月 5 日（水） 令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水） 令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火） 令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金） 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）	
避難設備・消火器 甲種 第 5 類 乙種 第 5 類 第 6 類	令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月） 令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金） 令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）	

4 講習時間及び受付時間

講習時間 9：05 ～ 17：30（オリエンテーション、効果測定、免状の返却等を含む。）。

受付時間 8：45 ～ 9：00 ※時間内に受付を済ませられるよう、余裕を持ってお来場ください。

5 講習科目

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

※講習終了後、択一式による効果測定を行います。

6 講習科目の一部免除（科目免除）

講習日の過去 6 ヶ月以内に他区分の講習（科目の一部が免除された講習を除く。）を受けている場合は、希望により科目の一部（前記「5 講習科目（1）」）免除が可能です。

※該当者受付時間 12：00 ～ 12：20

7 受講申請の方法

「埼玉県電子申請・届出サービス」による電子申請

県ホームページ（以下の URL 又は二次元コード）から「埼玉県電子申請・届出サービス」にアクセスし、申請してください。

電子申請・届出サービスの申込 URL は、申請受付開始日の 1 週間前を目安に公開します。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/yobou/setubisikosyu02.html>

埼玉県ホームページ



※同一の講習日・講習区分に対する申請に対して、1 つのメールアドレスで複数の登録を続けて行うことができません。

※申請時に登録するメールアドレスによっては、迷惑メール対策により電子申請・届出サービスからの連絡メールが迷惑フォルダに振り分けられることがあります。メールアドレス登録時に、注意事項に記載されたアドレスを受信できるように設定するようお願いします。

※電子申請が困難な方は「11 電子申請が困難な方」を参照してください。

8 受講手数料

金 額 7, 000 円（非課税）

納付の方法 電子申請・届出サービスから申請後、手数料支払方法の案内メールに従って支払いをしてください。

支払い方法は「クレジットカード」、「ペイジー」又は「コード決済」です。

なお、納付期限までにお支払いされない場合、その申請は無効となり受講できなくなりますのでご注意ください。

※上記の納付方法による支払いが困難な方は「11 電子申請が困難な方」を参照してください。

9 申請期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 10 日（水）（先行受付）

県ホームページ（以下の URL 又は二次元コード）から埼玉県電子申請・届出サービスにアクセスし、受講する講習日・講習区分ごとに申請していただきます。電子申請は先着順です。

受付期間内であっても定員に達した場合受付を終了いたします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/yobou/setubisikosyu02.html>

埼玉県ホームページ



10 受講票

受付期間終了後 9 月末頃に、電子申請・届出サービスに受講票をアップロードします。アップロード時には県から受講者宛てにメールを送付します。

県のメールに記載の URL より受講票をダウンロード・印刷（A 4 のコピー用紙）し、縦 4 cm、横 3 cm の写真を貼付した受講票を講習日に持参してください（貼付する写真については、後述の「12 受講票に貼付する写真について」を参照してください）。

※講習日当日、受講票不備（受講票の忘れ、写真未貼付等）の方は受付できません。会場では印刷・コピーはできません。

※受講票のアップロード時期は変更する場合がございます。

11 電子申請が困難な方

書面により申請してください。

※電子申請の受け付けが優先です。11-(1)以下をよくお読みになり申請してください。

※電子申請の方法については前記 7～10 を確認してください。

※申請書類に不備があった場合は不備が解消されてからの受け付けとなります。

11-(1) 申請の方法

紙の消防設備士講習受講申請書（A 4）、受講票（A 4）を使用し、（一社）埼玉県消防設備協会に郵送する。

令和 7 年度消防設備士講習の講習案内及び申請書・受講票の取得方法

- ・（一社）埼玉県消防設備協会のホームページからダウンロードする。

<https://www.saisho.jp/course-guide/equipment/>

- ・ 埼玉県危機管理防災部消防課又は県内の消防本部（局）に直接受け取りに行く。

事前に令和 7 年度消防設備士講習の案内等の在庫があるか先方に確認してから出向くようお願いします。

11-(2) 申請に必要なもの（1つの区分ごと）

- ① 申請書・受講票（A 3、又はダウンロードの方は A 4 が 2 枚）

※太枠内すべて記入してください。

- ② 写真（縦 4 cm・横 3 cm）

写真の裏に氏名を記入してから受講票に貼付してください。申請時には貼り付けた状態で郵送してください。

※貼付する写真については、後述の「12 受講票に貼付する写真について」を参照してください。

- ③ 返信用封筒

長形 3 号の封筒にご自分あての住所、氏名を記入し、110 円分（定型郵便物 50g 以下）の郵便切手を貼付してください。※令和 7 年 9 月以降に郵便料金の変更があればそれに従ってください。

※「6 講習科目の一部免除（科目免除）」に該当する方は、免状の表と裏を A 4 用紙にコピーしたものを添付してください。

※複数の区分を申請する方

まとめて送っていただけますが、申請する区分ごとに上記①から③が必要です。

受講料は申請する 1 区分につき 7,000 円です。3 区分を申請する場合、7,000 円の手数料納付を 3 回行っていただきます。

11-(3) 申請書の郵送先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-17-21 高砂武蔵ビル 401

（一社）埼玉県消防設備協会「設備士講習」担当

電話：048-864-8381

※郵送には簡易書留、レターパックプラスなどの配達証明が可能な手段をお勧めします。

11-(4) 申請の受付期間

令和7年9月12日（金）から9月19日（金）

※電子申請による受け付けが優先です。電子申請の受付状況により書面申請の方の受け付けができない講習日が出る場合があります。

※受付開始前に届けられた申請書類は返送いたします。返送にかかる郵送料はご負担いただくことになります。

11-(5) 申請が受け付けられた方

案内文、納付書兼領収書、受講票等を郵送します（返信用封筒を使用します。）。

納付期限内に金融機関窓口で受講料を納付してください。

納付可能な金融機関については以下の URL で確認できます（又は「埼玉県公金を納入できる金融機関について」と検索してください。）。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/kinyukikan.html>

納付期限までにお支払いされないとその申請は無効とし、受講できなくなる可能性がございます。必ず納付期限までにお支払いください（1区分につき7,000円）。

※納付期限はお送りする案内文でお知らせいたします。

※当日は受講票裏面に納付書兼領収書（コピー可）を貼り付けのうえ提出してください。

12 受講票に貼付する写真について

- ・ 6か月以内に撮影したもので、枠・余白なし縦4cm、横3cmのもの
- ・ 正面からの上三分身像で、顔がはっきりわかり、無帽（宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く）、無背景のもの
- ・ 印画紙又は写真用紙を使用したものに限る（カラーコピー不可）。

※ 上記に適合しない写真は再提出していただく場合があります。

13 その他

- ・ 受理した受講申請書及び受講手数料は返還いたしませんのでご了承ください。
- ・ 遅刻（交通機関の遅れも含む）、早退は原則認められません。
- ・ 講義中の携帯電話やパソコン等の電子機器の使用、テキスト以外の本や雑誌の読書及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は講習修了と認められない場合があります。
- ・ 講習テキストは講習当日受付でお渡しします。
- ・ 受講申請書に記載された個人情報、名簿等及び講習履歴等データベースの作成、本講習に関するサービス等に使用します。
- ・ 講習開催日に災害等が発生し開催会場の使用が困難な場合、講習を中止又は延期いたします。その際は（一社）埼玉県消防設備協会のホームページ等でお知らせします。

電子申請全般、受講料の納付についてのお問い合わせ

埼玉県危機管理防災部消防課予防担当 TEL：048-830-8161

書面申請の方法について、講習当日についてのお問い合わせ

（一社）埼玉県消防設備協会 TEL：048-864-8381